

⇩ 負担付贈与の取り扱い

Q : 私は、父の借金1000万円を返済することを条件に、父から土地の贈与を受けました。土地の時価は3000万円、相続税の評価額は2400万円です。この場合、贈与を受けた財産の価額をいくらとして、贈与税の申告をすればよいのでしょうか？

A : 贈与を受けた土地の時価3000万円から、借金の負担額1000万円を差引いた、2000万円について、贈与税の申告をすることになります。

【解説】

債務の支払いを条件に、財産の贈与を受ける場合のことを「負担付贈与」といいますが、負担付贈与の場合には贈与をうけた財産の価額から、負担する金額を差引いた価額に相当する財産の贈与があったものとして取り扱うこととされています。

なお、この場合の財産の価額は相続税の評価額でなく、贈与があった時の通常の取引価額に相当する金額とされています。

したがってあなたの場合は、土地の時価と負担する借入れの金額との差額である、2000万円について、贈与税が課税されることになります。

また、財産の贈与者であるお父さんは、土地を贈与することによって、1000万円の債務の負担が無くなりますが、これは1000万円で土地を譲渡し、債務を返済したと同じことですから、この1000万円については所得税（譲渡所得）が課税されることになります。

